

Title	室町末期伝存の『養老律』及び『日本書紀』「系図一卷」について： 日本古代法制小考（一）
Sub Title	On the hand down of the ancient law Yōrō-Ritsu and older the imperial genealogy at last epoch of Muromachi : medieval Japan
Author	上野, 利三(Ueno, Toshizo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2022
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.95, No.10 (2022. 10) ,p.29- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20221028-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

室町末期伝存の『養老律』及び『日本書紀』「系図一卷」について

——日本古代法制小考（二）——

上野利三

- 一 はじめに
- 二 『養老律』の所伝
- 三 『日本書紀』「系図一卷」の伝来

一 はじめに

律令国家成立期に編纂された『大宝・養老律令』や、『日本書紀』並びに『系図一卷』（同時に撰進されたので慣

例上『日本書紀』「系図一卷」と記す）は、ともにその成
立の動機が、大陸を念頭においた国家意識の拡充と政治的
要求が複雑に絡み合い、完成に至ったのである。こうした
重要な典籍は、その後も宮中や執政官、あるいは職能者た
ちによって伝写が重ねられ、珍重されてきた。だが時間が
経つにつれて、次第に伝写の度合いが減少するとともに、
世の中の争いごとや自然災害などがわざわざいし、紛失・焼
失したりして消滅の方向に転じ、ついにはその所在が分か
らなくなり、また忘れられるようになっていった。それら
希少価値のある古典籍の行方を探求しようとする努力は、

いにしへの有力執政官(例えば徳川家康)によっても、また古典の研究者たちによってもたゆまぬ尽力が重ねられ今日に至っている。しかし、ほとんどがそのかいてもなく、研究に有用な古典籍はいまだ発見されるにいたっていないこともまた事実である。その場合、多くの研究者たちの判断は、ある時代を限りにそれらは散失したであろう、という推論を述べて済ますしかないかのごとくである。

本稿で取り上げる『養老律』⁽¹⁾と『日本書紀』「系図一卷」の両書は、言うまでもなく、奈良時代に撰定・実施され、以後も長く効力を保ち続け、国家運営の基盤をなしてきた重要な典籍である。この両書は、ともに室町末期の唯一神道家吉田兼右の日記『兼右卿記』⁽²⁾にその関係史料が掲げられているゆえここに取り上げるのであるが、ことさら両書に脈絡があるわけではない。ともに伝存する事情・理由が同家にあつたと思われるのである。

ことに『日本書紀』「系図一卷」の伝存によって分かったことは、江戸後期以来、現在にいたる諸学者が苦慮して本書の性格や構成、散失時期、散失理由などもろもろについて考察を加えてきたことのほとんどが、氷解するにいたる出来事であつたということである。

本稿では、『兼右卿記』に見られるそれぞれの書につい

て、現在知りうるかぎりにおいて多少の知見を述べてみたい。⁽⁵⁾

(1) 『養老律』全編が伝存したかどうかについては、掲げる史料だけではいささか心もとないが、行論の都合上、『養老律』中の一編が伝わっていたと推測し、それを指して伝存という言葉を用いる点を了とされたい。

(2) 唯一神道は京都吉田神社の卜部(吉田)兼俱(永享七(一四三五)年〜永正八(一五一二)年)により大成された神道。卜部家の家学・家職を継承したが、次第に家学・神道説を整理し吉田神道の基礎を築き、後に神道説の中心となる『日本書紀』神代巻と「中臣祓」について研鑽を重ね、後土御門天皇に進講、公家たちにも講義を行った。兼俱の代に吉田家を興した。明応八(一四九九)年、四二歳で死去した子の兼致のために吉田山に「神龍院」を創設。同寺院はその後梵舜(兼右の子)など吉田家の人間が継承した。

(3) 吉田兼右(永正十三(一五一六)年〜元亀四(一五七三)年)は、少納言・非参議正三位清原宣賢の次男。神祇大副兼右兵衛督従二位に昇る。清原宣賢は吉田兼俱の三男で清原宗賢の養子となる。宣賢は大徳寺で出家、剃髪して環翠軒宗武と号し、明経博士であつた清原宗賢の影響で明経道を整理して『日本書紀神代巻抄』『職原私

抄」など多くの著作を残した。これらの強い影響を受けた兼右であるが、彼は兼致の子兼満に男子がいなかったため養子となり十歳で吉田家を継ぐ。養父兼満が大永五(一五二五)年に突然出奔したためである。兼右は実父清原宣賢が後見役となつて唯一神道を継承した。祖父兼俱以来の神道説を全国の神社・神職に説き、神道裁許状を發行し、吉田家の家門拡充に尽力した。また若狭国武田、周防国大内、越前国朝倉の各武將に招かれて神道伝授を行う。彼の没した際の伝記的史料は、東京大学史料編纂所編『大日本史料』第十編の十三に、約二五〇頁にわたり記載されている。なお、兼満は出奔の際に吉田家に火を放ち、兼俱以来の『日本書紀』はじめ多くの家本が紛失・焼失したことが伝えられている(『二水記』大永五年三月十九日条)。

(4) 『兼右卿記』は、判明する限り、天文元(一五三二)年十月九日に始まり、元龜三(一五七二)年三月に至る日記。自筆原本は、天理大学付属天理図書館を中心に、東京大学史料編纂所などに所蔵されている。本稿で取り上げる『兼右卿記』は岸本真実・澤井宏次読解『兼右卿記』(五)(天理図書館編『ビブリア』一五四号・二〇二一年十月)による。

なお『兼右卿記』はそれ以前の『兼熙卿記』『兼敦卿記』『兼致卿記』とともに吉田家日次記と総称することも

ある。多くが天理図書館吉田文庫に、また東京大学史料編纂所、静嘉堂文庫に蔵する。

(5) 表題に室町末期という時代区分を用いたが、具体的に『兼右卿記』の天文二、三(一五三三、三四)年ごろを指す。戦国中期に重なる。このころの天皇は後奈良天皇であり、室町幕府將軍は足利義晴である。時代状況は、天文元年に山科本願寺焼き打ちがあつた後で、戦乱は有力武將や宗教勢力を巻き込みいつそう拡大する様相を露呈しつつあつた。

二 『養老律』の所伝

『養老律』は奈良時代とそれ以降の現行刑法典として、長らく律令裁判の準拠法となり、社会の秩序維持に貢献してきた。平安から鎌倉・室町期にわたる八百有余年の間、朝廷における威厳ある現行刑法として、存続していた。¹⁾

ところが室町期後半、いわゆる戦国時代のさなかにあつて、一条家所蔵のこの書は、以下の次第により、一五〇〇年には灰燼に帰した。すなわち、『養老律』は『養老令』(それぞれ一合づつ)とともに、明応九(一五〇〇)年七月二十八日に焼失した。それまで一条家第十二代冬兼の元

に伝存されていた。⁽²⁾

ただしそれは、一条家伝来の『養老律』（及び『養老令』）に限り言いうることである、という但し書き付きである点を強調しておいた。⁽³⁾ また他家から出現する可能性が否定できないからである。

ところで、ここに取り上げる律の逸文は、果たして『養老律』一合の所伝を示すものなのかどうか、すぐには明言できないが、その可能性も俄に否定できない代物である。天文三（一五三三）年八月九日の『兼右卿記』に、鬪訟律の一条が引載されている。⁽⁴⁾

鬪訟律云、曾祖父母父母、徒三年（徒罪トハ籠舎也）

（へ）内は細字二行割書き。記主の註である。）

この鬪訟律は、同律28曾祖父母父母条を引用したものである。ある。

ちなみに、この条文の当該文は『法曹至要抄』（坂上明兼・平安朝末〜鎌倉初期）・『金玉掌中抄』（中原章任・鎌倉末期）に引かれている。仮に兼右がこれらの書を見ることのできたなら、そこから鬪訟律当該条文を引き写したとも考えられなくはない。だが、その場合は『法曹至要抄』

に云う、とか『金玉掌中抄』に云うとか、出典を必ず明記したはずである。だがここには、そういった典拠が書かれていない。

あるいは実父清原宣賢が、天文三（一五三四）年に御成敗式目の注釈書『式目抄』を著したなかにこの律に触れているので、兼右は従前より実父から伝え聞いて自身の日記に鬪訟律条文を載せたと考えられなくもない。

だがそう考えるよりも、うがった見方かもしれないが『式目抄』を著す材料にした『養老律令』を清原宣賢は有していたという方が真実に近いのではなかったか。そして子の吉田兼右がこれを自筆で書写し持っていたと想像される。

なぜならば、宣賢の『式目抄』には、ここで問題にした鬪訟律28曾祖父母父母条以外にも、鬪訟律では1鬪殴人条、3鬪以兵刃条、20奴婢有罪主請官司条、25妻殴夫条、29妻妾曾夫之祖父父母父母条、36家人奴婢曾旧主条、37戲殺傷人条、47子孫違犯教令条といった八カ条もの逸文相応条文が援用されている。

そしてまた鬪訟律ばかりでなく、名例律46相隱条、衛禁律1闌入大社門条、戸婚律6子孫別籍異財条、詐偽律6詐為詔書条、7対詔詐不以実条、8詐為官文書条、9詐偽与

人官条、13詐為官私文書及増減条、雜律22姦条、23姦父祖妻条、27和姦無婦女罪名条、断獄律16断罪引律令格式条、21聞知有恩赦故犯条、28立春以後秋分以前不決死刑条、等々、名例、衛禁、戸婚、詐偽、雜、断獄、に及ぶ逸文を含む諸律七篇目が『式目抄』にはあげられている。

これは何を意味するか。

『式目抄』の著者清原宣賢の手に、『養老律』本体そのものが伝存していたと考えるほかならうと私は思うのである。

さらに『式目抄』には、

始法講書者古記云、大宝元年辛丑四月七日庚戌新令始テ説也、親王ノ所ニハ守部ノ連大隅、諸王諸臣ノ所ニハ下毛野ノ朝臣古麿、百宮之所道君首名、云々、新令私記云、維天平宝字元年歲次丁酉九月十六日平城ノ禁中新令始テ講ス、博士正六位ノ明法博士山田史白金伝説云々、

と見えており、この記事中、天平宝字元年九月十六日の宮中で実施された養老令講説は法文の意味を官人たちに説いたものである。文中の古記は大宝令の注釈書である。右一

文は清原家に伝来した旧記である。ほかに見当たらない旧記が天文三年編の『式目抄』に記録されていることから、養老律令伝来を述べてきた先の点を裏付けるであろう。

宣賢の実子吉田兼右はその書の伝写本を架蔵していたはずである。吉田神道家当主である兼右が、希少かつ有用な法律関係図書を進んで書写していたという伝が、子の梵舜の『舜旧記』元和八年正月十日条に載る祭文に記されているゆえである。⁽⁵⁾

謹奉拜、(中略)、当家従二位卜部兼右公、五十代為曩祖、故兼滿卿為養父、一家相続之家督繼十一歳經神道之管領長上、行事等不殘相伝、数度之執行、神力神通、神変奇瑞、不可勝計、殊神代之神書・明経・明德(法カ)書籍、悉御自筆、明鏡歴然也、

文中に「明経・明德(法カ)書籍、悉御自筆」(明德は明法の誤写)と見える。兼右が実父清原宣賢の影響で明経道に通じていたことはすでに述べた。⁽⁶⁾これと並んで、明法の書を兼右が自ら書写していたという記事は重視すべきである。清原家は遠く平安朝以来律令学を世襲してきた家柄であったことも忘れてはならない。それ故、明法の書のう

ちもつとも重要であり、根本法典である『養老律令』を兼
右が書写し所持していたことも推測が可能ではなからうか。⁽⁷⁾

日記には、これの次の条に、

貞永式目云、吐悪口、則可被付論一所於敵一人、

と並んで記している。『貞永式目』(『御成敗式目』)は武家
社会の刑法典で、本来の条文はその第十二条に、

一 悪口咎事

右鬪殺之基起自悪口、其重者被処流罪、其軽者可被
召籠也、問註之時吐悪口、則可被付論所於敵人也、又
論所事無其理者、可被没収他所領、若無所帶者、可被
処流罪也、

(傍線部は筆者)

(一) 悪口の咎の事 右鬪殺の基、悪口より起る。
その重きは流罪に処せられ、その軽きは召籠め(めし
こめ。拘禁刑)らるべきなり。問註(裁判官が訴論人
を訊問してその趣旨を記す意)の時、悪口を吐かば、
すなわち論所を敵人に付けらるべきなり。また論所の
事その理なくば(悪口を吐いた側に論所に対する正当

な権限が認められなければ)他の所領を没収せらるべ
し。もし所帯なくば流罪に処せらるべきなり。)

(一) 内は筆者

とある。⁽⁸⁾ 吉田兼右は、上記引用の『貞永式目』第十二条の
下線部から必要語句を引載したのである。

本事案はある者が実父の悪口を言ったことに端を発する
事件について、朝廷の刑律及び幕府法を準拠法として掲示
したのである。公家と武家の双方に分かりやすく律や式目
によって法文と解釈を併記したものと考えられるが、事件
の詳細は分からない。

ところで、前記『養老律』の引用文のなかで、吉田兼右
の説明文と見られる細字二行割書きの「徒罪トハ籠舎也」
とあるものだが、「籠舎」(ろうしや)は牢屋(あるいは牢
屋に入れること)を指す。ところが、籠舎は徒罪と同じで
はないので、本来ならば細注で説明した意味があるのだろ
うか。籠舎は罪人を拘禁するための獄舎または獄舎に入れ
ることをいうのであるが、徒罪は律令法の五刑のなかの三
番目に重い刑罰であって、受刑者を拘禁し、かつ強制的に
労役に服させる、いわば今日の懲役刑に当たるものと考え
られる。期間は一年から三年までの、半年単位ごとに五段

階に分けられているものであって、懲役には、男子受刑者には京の造営・清掃などの労働が、女性受刑者には裁縫・精米といった業務があてがわれた。したがって、単に籠舎というものならば、刑務作業のない禁固、拘留に該当するが、徒罪は刑務作業がともなう。室町末期には律条の刑罰内容の解釈が社会の実状に合わせて変化したものとも考えられるが、こうした誤った註を付した裏には、幕府法との整合性に腐心する記主の胸の内が伺える。いずれにしてもこの時の裁判がどのように行われたのか、あるいは行われなかったのか、今細かな追究は行わない。いずれにしろこの史料は律令制度下の刑罰である『養老律』が、室町末期当時もなお現行刑法として存続していたことを推知するに足るものである。それゆえに『養老律』そのものが残存していることが肝要でなければならない。

さて、鬮訟律は『養老律』を構成するなかの一篇である。戦国時代が明けて、徳川家康により太平の世がもたらされると、家康は江戸幕府の法令を整備するために、京の公家や諸国の古寺社から戦国時代とそれ以前に散失した古代法典を捜し求め、差し出すことを命じた。またその後、尾張の徳川義直、八代將軍徳川吉宗なども探索に尽力した。これらの時代に捜し求められた『養老律』は、既述のとおり、

り、職制・賊盜の二篇と、名例・衛禁・鬮訟の三篇の一部であった。¹⁰⁾この時見つかった鬮訟律の条文はわずか三条であり、そのなかに本稿主題の鬮訟律冒祖父母父母条は含まれていなかった。

こうした経緯からして、前掲の『兼右卿記』天文三年八月八日の記事に見られる鬮訟律は、いまだ残存する『養老律』を参照して当該条文を掲げたのではないかという見方に傾くのである。この律が既に散失して江戸時代を迎えたならば、鬮訟律の当該条文は『唐律疏議』を通じてしか条文を知ることができない。だが、儒教・仏教を排斥する唯一神道の家では、それら外国思想文化の書の保持は考慮されなかった。

(1) 徳川家康の天下統一の後の慶長二十(一六一五)年に制定された「禁中並公家諸法度」十二条目には、

罪之輕重、可被相守名例律、

とあるから、江戸幕府が朝廷における犯罪に養老律の法規を適用するように命じているごとく見えるのだが、名例律は犯罪行為を定めたのみであり、しかも名例律後半は失われている。肝心の適用すべき刑罰は名例律以下の衛禁・職制・戸婚・厩庫・擅興・賊盜・鬮訟・詐偽・雜・捕亡・断獄の各律に存在するので、衛禁の後半、職制、

關訟三条のみが伝存しただけでは、現実問題、これは準
抛法として成立しえないであろう。果たして江戸時代に
公家が養老律で裁かれた例は存在したのだろうか。

(2) 拙論「養老律の所伝・忘失時期、及び律諸条の復元」
〔皇学館論叢〕第五十四卷第一号・二〇二二年四月)を
参照されたい。それ以前の「養老律」の所伝については、
拙著「前近代日本の法と政治―邪馬台国及び律令制の研
究―」(北樹出版・二〇〇二年)の「第五章 律条文復旧
史研究をめぐる諸問題」を参照のこと。

(3) 「養老律令」のうち、「養老令」のほうは、本体は失わ
れたが、「令義解」や「令集解」といった令の注解書が書
写されることにより、令の編目・条文の多くが現在まで
残存するに至った。これに対して「養老律」は、その注
解書たる「律集解」がいつしか途絶えてしまい、また
「律」本体の伝写本も一部を残して散逸の憂き目に遭うこ
とになる。なお、「律集解」について、源師房がその一部
を後三条天皇に献上していることを「土右記」延久元
(一〇六九)年六月五日条から見出される故、この頃、該
書の写本は比較的多く存在したのである(田島公「明
治大学図書館蔵三条西家旧蔵本『除秘鈔』の基礎的研究」
田島編『禁裏・公家文庫研究』第八輯・思文閣出版・二
〇二二年所収)。

(4) 岸本真実・澤井宏次読解・前掲「兼石卿記」。

(5) 東京大学史料編纂所編『大日本史料』第十編之十三、
東京大学出版会・一九六九年・七三頁。なお「舜旧記」
の記主梵舜(天文二十二(一五五三)年〜寛永九(一六
三二)年。龍玄、神龍院梵舜と称す)は吉田兼右の子で、
吉田兼見(天文四(一五三五)年〜慶長十五(一六一〇)
年。從二位神祇大副兼左兵衛督)の弟。「舜旧記」は半世
紀にわたる日記である。なお、鎌田純一・藤本元啓校訂・
梵舜「舜旧記」第六・続群書類従完成会・一九九八年、
は筆者未入手。

(6) 前節注(3)を参照のこと。

(7) 吉田兼右の実父清原宣賢が著した『式目抄』について、
上横手雅敬は「『式目』の法理を律令格式、公家法、明法
家の説、中国法などによって解釈し追加法をも多く引用
している。本書は清原家の家説を集大成したもので、注
釈の詳密、体裁の整備など、中世の『式目』注釈書中で
もっともすぐれている。」との賛辞を贈っている。文中、
律令格式、明法家の説などをあげるが、これら写本を清
原家は架蔵していたのではないか、との想像を抱かせる。
上横手「『式目抄』国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』
第六卷・吉川弘文館・一九八五年・七一〇頁。
(8) 石井進ほか校注『日本思想大系二』中世政治社会思
想』上、所収の「幕府法 御成敗式目」・一九七二年・岩
波書店・一四頁以下。

(9) 利光三津夫「江戸期における律令学」(『律令制の研究』慶應義塾大学法学研究会・一九八一年。元稿は、滝川政次郎・利光三津夫・小林宏「律令研究史」のなかの利光三津夫執筆部分「江戸時代」『法制史研究』一五・一九六三年、所収)。ただし、徳川家を快く思わなかった氏族などは、その求めに応じなかった可能性はある。

(10) 律令研究会『譯註日本律令二 律本文篇上巻』東京堂出版・一九七五年、序文(滝川政次郎執筆)を参照のこと。ちなみに、天理図書館吉田文庫には、「律 賊盜律、名例律 写本一冊 宝曆六・五 卜部兼雄筆」が所蔵されている。

三 『日本書紀』「系図一卷」の伝来

『日本書紀』(三十巻)は、日本初の公的な歴史書であり、古代史研究には欠かせない基本的文献である。この書が長い編纂過程を経て、養老四(七二〇)年五月二十一日に撰上されたことは、『続日本紀』同条に、

先是、一品舍人親王奉勅。修日本紀。至是功成奏上。

紀三十巻。系図一卷。

(これより先、一品舍人親王勅を奉じて日本紀を修し、ここに至りて奏上す。紀三十巻。系図一卷)

とあつて知られるのだが、そこには併せて「系図一卷」が撰進されたことが記されている。研究者はこれを『日本書紀』「系図一卷」と称している。

『日本書紀』は今日、ほぼ全文が伝えられているが、「系図一卷」は、その後『日本書紀』と離れてしまい、現在に所伝がなく、欠けたままになっている。

「系図一卷」の検討は、江戸後期から現在に至るまで熱心に議論がなされてきた。

本節では、この書の構成や性格、書写が続けられている様子などについて、発見された史料により述べるものである。

「イ」 研究略史

「系図一卷」に関しては、約二百年の研究の歴史がある。ここで新史料が見出されたからといって、それまでの研究者の英知と苦闘の歴史を軽く見てはならない。ここでの史料は偶然目にしたものだからである。

「系図一卷」の構成や性格、散失時期・理由などについて

て総括的にまとめたのは荊木美行氏であり、それは最近のことに属す。⁽²⁾

江戸後期に伴信友⁽³⁾や平田篤胤⁽⁴⁾が若干の検討を行った後、昭和期戦後になってようやく岩橋小弥太⁽⁵⁾・藪田香融⁽⁶⁾・坂本太郎⁽⁷⁾といった碩学が有用な論議を did した。いくつかの史料が見出され、さまざまな見解が示された。坂本氏が一区切りをつけられた後、荊木氏は二十数年の間にくいつもの論考を重ね研究を進展させた⁽⁸⁾。その間、内田正俊氏や野木邦夫氏が新しい見解を提供した⁽⁹⁾。最近、河内春人氏はこれまでの研究を細かく検討し、総合的に論述している⁽¹⁰⁾。

さて、『続日本紀』掲載の「系図一卷」とは天皇系図であろうと最初に推測したのは、伴信友である。この問題についての情報がほとんどない当時、一つの識見を示した。この推測は根拠が明確ではなかったが、後に坂本太郎が支持し、その後の研究者たちの指標となった。

次いで、同期の国学者平田篤胤は、「系図一卷」は『積日本紀』巻四に載せられている帝皇系図がそれではないかとの考えを提示した⁽¹¹⁾。坂本はこの平田説は成立困難と述べている⁽¹²⁾。

伴信友や平田篤胤は、ともに本居宣長の没後の門人を称し『日本書紀』を『古事記』より軽んじたが、書紀にも造

詣が深くこれに関する著作もあった。彼らが「系図一卷」の系図を天皇系図とか帝皇系図と見做す見解を表明したことは、どのような根拠があるにせよ、後学に強い影響を与えた。

昭和・戦後にいたり、岩橋小弥太は『弘仁私記』序に引く次の記事に、

清足姫天皇負辰之時。親王及安麻呂等。更撰此日本書紀三十卷并帝王系図一卷。(今見在圖書寮及民間)

(一) 内は細字二行割書き

とあることから、「系図一卷」は「皇室のみの系図」であると言ひ、またその伝本について新たな説を展開した⁽¹³⁾。末尾の割書きの意味について、彼は、「系図一卷」が当時民間に流布していたならば、こういう細註(割書き)はまったく必要がないので、これはかえって民間に流布していない証拠である。この『弘仁私記』序という書は偽撰の疑いが濃く、それも同序のできあがったのが弘仁以後延喜以前というのであれば、「系図一卷」が所在不明のおりに、このような細註が付されたのは、当時すでに流布していなかったことを示すのではないか、という独特の論である。

岩橋は『弘仁私記』序が書かれた弘仁十年ごろには「系図一卷」はすでに散失していたという考えであるから、先の論理が生まれたのである。また蘭田香融も岩橋に近い考えを示し、やはり「系図一卷」の散失をそのころと見做した⁽¹⁴⁾。

坂本太郎は岩橋説を批判して、『弘仁私記』序を疑わしい書とは見做しておらず、「系図一卷」を「帝王系図一卷」としている点は評価している⁽¹⁵⁾。

荊木氏は最近の研究において、岩橋・蘭田説を批判的に検討し、『弘仁私記』序は『日本書紀』の成立から丁寧に説き起こしており、上記の分註（細字二行割書き）に『日本書紀』三十巻と「帝王系図一卷の所在を示す説明があつても決して不自然ではない」と述べている⁽¹⁶⁾。なお同氏は「系図一卷」を『日本書紀』に付随したものではなく、別物であると論じている点も見逃せない⁽¹⁷⁾。

私も『弘仁私記』序に見える細註を「系図一卷」の所在を究明する貴重な史料と判断する。同書の序が、現在進行形で宮廷の図書寮と民間に伝本があると、具体的に言い切っている点を重く見たい。

さらに、河内春人氏は「系図一卷」を豎系図と見做すべきであり、天皇の即位順に歴代天皇の名前を列記したものと結論づけた。そして各天皇の宮号、子女、氏族毎の皇別

始祖に関するデータが傍書されていたと推測する⁽¹⁸⁾。荊木氏が「系図一卷」を単なる系譜的記載だけではなく、帝記の内容を略述した記述を含んでいると論じた点を評価している。

前記した『続日本紀』所載の「系図一卷」は、皇室系図であつて、それは鎌倉時代までの、いつの時代かに散失してしまい、今に伝わらないというのが従来の『日本書紀』研究者の一致した見解となつている。

(1) 坂本太郎は『日本書紀』の編纂は天武十(六八)年に開始され完成まで三十九年の時を要したと述べる(『六国史』吉川弘文館・一九七〇年・五四頁以下)。和銅七(七一四)年を起点とする説は平田俊春『日本古典の成立の研究』、和田英松『本朝書籍目録考証』、岩橋小弥太『上代史籍の研究』など。近年は前者の説が有力である。

(2) 荊木美行氏の「系図一卷」についての論考は多い。ここでは氏の最終的なまとまりのある『日本書紀』「系図一卷」再論(『日本書紀』「系図一卷」をめぐる)と改題して『記紀皇統譜の基礎的研究』汲古書院・二〇一一年に収む)が氏の最終的な仕上げを示しているが、他に、同氏の論文には「古代天皇系図の世界」(同氏編著『古代天皇系図』付録・燃焼社・一九九三年)、同『日本書紀』

における皇統譜の脱落について』『皇学館論叢』二七—二・一九九三年、同『日本書紀』「系図一卷」の散逸について』『日本歴史』五五七・吉川弘文館・一九九三年、後に改稿して『古代史研究と古典籍』皇学館大学出版部・一九九五年所収、同『日本書紀』「系図一卷」の謎』『歴史読本』四三—九(通巻六九七号)・一九九七年、同『日本書紀』とはなにか—『続日本紀』の撰上記事の再検討—『古典と歴史』10・燃焼社、二〇一九年。なお同氏の前掲『日本書紀』「系図一卷」再論』は同氏著『記紀と古代史料の研究』国書刊行会・二〇〇八年に収む。

(3) 伴信友(安永二(一七七三)年—弘化三(一八四六年))は、若狭国小浜藩生まれ。本居宣長の没後の門人。宣長の養子本居大平に国学を学ぶ。平田篤胤から君兄と慕われるが後に決別。門人は取っていない。「日本書紀考」などの著作がある。

(4) 平田篤胤(安永五(一七七六)年—天保十四(一八四三年))は出羽国久保田藩生まれ。本居宣長没後の門人で、宣長の長男春庭に入門も後に本居派門人と疎遠になる。国学者であるとともに神道家、蘭学医でもあった。文政五(一八二二)年全国の神官に多大な影響力をもつ吉田神道家に接近。同六年関西旅行の途次本居本家を訪問し、宣長の墓を参り、春庭と会談しわだかまりを解消する。門人は五五三名、死後の門人を入れると四二〇〇

名を数える。その著「古史成文」は『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』『風土記』など古典中の神話を取捨選択し主観的に再構成したもの。公表したものは神代—神武天皇誕生までの三巻。他に「古史徴」がある。

(5) 岩橋小弥太「日本書紀』『上代史籍の研究』吉川弘文館・一九四八年。同書増補二版は一九七三年。

(6) 蘭田香融「日本書紀の系図について」末永先生古稀記念会編『末永先生古稀記念古代学論叢』末永先生古稀記念会・一九六七年所収、蘭田香融「消えた系図一卷」上田正昭ほか編『古事記』と『日本書紀』の謎』学生社・一九九二年所収。

(7) 坂本太郎「日本書紀」坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題』上・吉川弘文館・一九七一年所収。同・前掲『六国史』、後に『坂本太郎著作集』第三巻・吉川弘文館・一九八九年所収。

(8) 註(2)所掲のほかに、ごく最近の研究として、荊木 光『日本書紀の成立と史料性』燃焼社・二〇二二年九月、がある。

(9) 内田正俊『日本書紀』系図一卷と皇親名籍』横田健一編『日本書紀研究』二〇〇・塙書房・一九九〇年所収、同『日本書紀系図一卷と皇親名籍—再考—』『日本書紀研究』三三・二〇二〇年。野木邦夫『八幡宇佐宮御託宣集』皇学館大学史料編纂所報 史料』一四七・一九九

七年所収。

(10) 河内春人「日本書紀系図一卷と歴史意識」河内春人はか編『日本書紀の誕生―編纂と受容の歴史―』八木書店・二〇一八年所収。

(11) 平田『古史微開題記』。

(12) 坂本・前掲『六国史』一二二頁以下。

(13) 岩橋・注(5)。

(14) 蘭田・注(6)。

(15) 坂本・前掲書。

(16) 荊木・前掲『日本書紀』『系図一卷』をめぐって。

(17) 荊木・前掲『日本書紀』とはなにか。

(18) 河内・注(10)。

〔口〕 新出の『日本書紀』『系図一卷』

京都の吉田神道家は、吉田兼右より以前から代々、『日本書紀』の家といわれる家格があつて、『日本書紀』を皇室に進講し、また撰政閔白家に講釈するなどが行われた。当然『日本書紀』の古写本を所有し、また継続して写本が作成されて、焼失・紛失に備えるとともに、幼いころから写本することで内容を熟知するということもあつた。

吉田兼右の日記『兼右卿記』天文二年七月一日条には、

次読日本紀(一・二段)読了一揖、退下、此間連々日

本紀系図青蓮院宮御所望之由被

仰下之間、今日書写之、令進上畢、

系図(二字抹消符)折紙

日本紀系図早々書写仕候て、可進上候処、此間勸業仕、散々式候条、遅々仕候、背本意存候、只今令進上候、此本以家秘本不残一字写進入候、努々雖為寸隙、不可有(三字抹消符)被隙外見候様、御披露所仰候、事等以參上可申入候也、

朔日

兼右

善龍御坊

〔月朔(カ)〕御慶

珍重々々

日本紀御系図

早速被遊進之条、

一段御祝着至候、先

為被得其意、可申入

由候、特以御家秘本

被校写之条、御累代之

可為重宝之由候、猶々御

出京之次、可被仰謝候、近々

御参奉待候、委雖申入候、

御礼者等祇候之間、不能巨

細候、恐惶敬白

□□ 善龍 拜

謹上 尊報

進覽」(折紙、貼継)

(傍線部は筆者)

とある。⁽¹⁾この文の初めに「日本紀系図青蓮院宮御所望之由」⁽²⁾「今日書写之、令進上畢」とある。吉田家所蔵の「日本紀系図」が青蓮院宮の所望により書写され進上されたことが記されている。つまり、かねてから青蓮院宮より吉田兼右に対して系図の書写本の要望があつて、七月一日に吉田家を訪れた青蓮院の善龍坊が日本紀系図の書き写し本を受け取つた、ということであろう。

次いで兼右と青蓮院善龍坊との間に書面のやり取りが行われており、記主兼右は双方を正確に写し取っている。

兼右から青蓮院の善龍坊に宛てられた「折紙」には、「日本紀系図早々書写」「此本以家秘本不残一字写進入候」という文が見られる。青蓮院宮の所望により早々に書写せ

られたこの日本紀系図は、当家累代の秘本であり、一字一句残らず書写し進上致す、と書いているのである。やんごとなき宮の要請を全面的に受け入れ、協力する姿勢を貫いていることが分かる。

これを受けて善龍坊は、「日本紀御系図」をさっそく進ぜられ祝着である。特に御家の累代の秘本をもつて校写せられたこと、重宝にすべし。宮も近々お礼を申し上げるであらう、という趣旨のことを受取書に認めている。

日本紀系図の書写本が青蓮院宮に譲り渡されたことがいつ、どこで、誰と誰とのあいだで確かに行われたことを文書にして残したのである。

ここまでの時点で確認できることは、上掲した日記に記す日本紀系図が、これまで諸学者によつて議論が重ねられてきた奈良時代養老四年撰定の『日本書紀』「系図一卷」である事実である。

天文二年七月一日時点において、本系図は健在であった。

しかも日記には、吉田家累代の秘本である『日本書紀』「系図一卷」を一字残らず書写して青蓮院という由緒ある寺院(あるいは宮の手元)に収められた、という経緯が具体的に記されている。

以前述べた、『弘仁私記』序に、「系図一卷」は図書寮の

ほか「民間」にもあるという記述の一端は、吉田（下部）家のごとき古代から祭祀貴族として卜占による吉凶判断を主な仕事とした、神祇官に仕えた神社の官僚も該当したと考えてよからう。

さて、それから数日経った七月六日、再び青蓮院の使者（恐らく善龍坊）が吉田家を訪れた。

その日の『兼右卿記』の記事には、

自其の向 青蓮院宮、被仰云、先度者神代系図重宝也、
而二外題を仕候へと被仰候、

再往再篇雖斟酌仕候、堅依仰仕候へ畢、其表書、

神代上下巻御系図

（傍線部は筆者）

とある。つまり青蓮院宮がおっしゃるには、先般書写の神代系図は重宝なものであるが外題を書いて欲しい、表書きには「神代上下巻御系図」と書いて頂くように、と。

この記述により、書写された系図が「神代系図」であり、外題に「神代上下巻御系図」と書き加えられたことが分かる。この書き加えはもちろん青蓮院宮の要望であるので、古代以来の外題ということはできない。だが、系図の内容

が神代系図であったことが明確化するやに思われる。これを読む限り、『日本書紀』『系図一卷』は「神代系図」であったということになる。

だが、本来の外題ではない点、疑義が残る。青蓮院からの一方的な要望で命名されているが、果たして神代上下巻の系図だけで一卷を構成するには、量的に少なすぎるのではなからうか。想像するに青蓮院側は系図一卷を冒頭だけを見開いて神代系図であると思ひ込んだ可能性があるので、はなからうか。現物を見ない限りこれ以上の推測はできないが、次節で改めて考察する。

なお、青蓮院宮がいつごろから日本紀系図の書写本を吉田家に要請したかという点であるが、私は、それは少なくとも前年からはないかと思う。

『兼右卿記』天文元年十二月二十七日条には、

神光院入来、今日書状云日本紀事、連々青蓮院宮書写
御參被仰之由、書写、今日進之候、雪中…日本紀尤
早々可写進上之処、…

と見えている。⁽³⁾ 神光院が持参したその日の書状によると、⁽⁴⁾ 日本紀のことが書かれており、青蓮院宮は引き続き書写を

進めるよう依頼している。兼右としては早々に書写し進上のつもり、と記している。系図の書写はこの頃始められたと思われる。青蓮院宮が系図の書写の催促を直接ではなく、懇意の神光院を通じて婉曲に依頼してきたのである⁽⁵⁾。ここには日本紀とのみあるが、日本紀系図であることは了然としているが、日本紀系図が吉田家に秘蔵されていることは秘密であったためか、青蓮院宮から神光院への書状には日本紀とだけしか記されていなかったのかもしれない。あるいは神光院はそれを日本紀系図と知ったうえでのやり取りであったのかも知れない。そうだとすれば日本紀系図の存在は、周辺にはあるていど既知の事柄であったと考えられる。

- (1) 前掲『ビブリア』一五・二〇一九年十月。
 (2) この当時の青蓮院宮は、尊鎮法親王(永正元(一五〇四)年)天文一九(一五五〇)年)である。永正九年に青蓮院に入り、翌十年親王となり出家した。天文二年當時親王は三十歳手前であった。この親王は後柏原天皇の第五皇子。書道に長け、お家流の一派尊鎮流を創始する(『万宝全書』)。東山知恩院と百万遍知恩院との間の本末争いに拘わり門跡を離れるが後に帰住、天台座主(第一六三世)となる。法名は尊猷。なお青蓮院は京都市東山

区粟田口にある天台宗の寺院。同院は梶井(現・三千院)、妙法院とともに天台宗の三門跡寺院であり、一二二〇年までに梶井門跡と並ぶ門跡としての地位を確立していた。

(3) 前掲『ビブリア』一五〇・二〇一八年十月。

(4) 神光院は京都市北区西賀茂神光院町一二〇にある真言宗系の単立寺院。山号を放光山という。本尊は弘法大師像。東寺、仁和寺と並ぶ京都三大弘法で知られる。健保五(一二一七)年、開基は慶円。

(5) これよりやや溯つて、十二月十日の『兼右卿記』には、神光院が吉田家にて、雑談の中で次のように述べている(『ビブリア』一五〇・二〇一八年)。

雑談云、……神龍院殿之時、先人達無不害、日本書紀ハ、神語之由被講談被、雖然無神語事有之、其者誰人之作哉、二位殿以來、御不審也、其御心得之由候、一同紀二一書々々トアリ、其一書トハ何神語哉、是又不審之由被申之、

(神龍院は兼右の子梵舜をいう)
 神光院が日本書紀に大いに関心を示していることは間違いない。また『兼右卿記』天文元年十二月二十二日条には、治部少輔なる者がやはり日本書紀の記事に興味を示し、「日本紀曲玉事問之、神代以來曲事……」との会話をしている。

「八」 『日本書紀』と「系図一卷」

これまでのところ、『兼右卿記』当該箇所によって分かることは、『日本書紀』「系図一卷」が天地開闢から始まる初代神武天皇以前の神代紀の系譜を図式化した、いわゆる神代系図がまとめられたもの、日記の記述を額面通り受けとめればそのように考えられる。それが一卷に収められている。そして天皇系図には及んでいないということになる。しかしながら一考すべきは、この「系図一卷」が『日本書紀』と同時的に、並行して撰上されたという点である。ということは、「系図一卷」の内容が『日本書紀』に対応して書かれていたのではないかと推測することの方が自然であろう。そして系図を裏見したとおぼしき『弘仁私記』序の著者などは、これを「帝王系図」と表現している。これらの点から、この「系図」を神代系図と呼ぶことを難しくしている。しかも、前述したとおり、神代だけの系図では分量が少なすぎるのではあるまいか、と思う。ところで、右に反して、この系図が青蓮院の依頼した神代系図だとすれば、どういうことになるであろうか。

であれば、この系図の内容は『日本書紀』冒頭の神代卷上下二篇の記述とふかく関係するといわなければならぬ。国生み神話に係わる人物から、伊弉諾尊、伊弉冉尊、素戔

鳴尊、天照大神等々が挙げられよう。これら神々とされる諸人物を豎系図で繋いだもの、と見なすことになる。

確かに『日本書紀』神代卷上下を読めば理解されようが、それは繁雑で、読む者には登場する各人の関係性がなかなか頭に入っていない不便さがある。その点、『日本書紀』三卷以降は編年体で書かれているので、敢えて豎系図の形式であらためて図式化するのは、本体と重複が多くあって無駄な巻数を重ねるの観が避けられない。「系図一卷」は神代の系図であって、神武天皇以下の皇室には及んでいなかった、ということになり、これまで諸学者が「系図一卷」は天皇系図あるいは皇室系図、帝王系図であると推測してきた点は修正を要することになる。

「系図一卷」の内容は、吉田兼右の日記『兼右卿記』に「神代系図」とある通りだとすれば、『日本書紀』のなかでも特異な性質をもつ神代紀に依拠する。『日本書紀』は編年体という年月日を立てて記述がなされているのに対して、神代紀は年紀がまったく記されていない。神々ごとに代を分けて記述がなされることはなかった。卷三神武天皇以降は歴史的な経過をたどって話が進む。人代の歴史とは対照的に、神代紀は神話的な物語がおもむくままに語られている。それだけに神々相互の関係性が分かりづらいことも確

かである。

天地開闢の最初から始まり神世七代の出生を述べ、七代の最後に現れた伊弉諾尊、伊弉冉尊はおのころ島にくんだり結婚し大八洲の島々を生む。その後天照大神を生む。次いで月神月読尊、素戔嗚尊を生む、云々、と続く巻一。巻二は天照大神の孫である瓊瓊杵尊が日向の高千穂峰に天降るところから始まり、神武天皇に至るまでの過程が綴られている。これを歴史的にみて造作であるか否かに固執する学者は多くいるが、『日本書紀』編者にとつては大八洲国の統治者が神代から今に続いて存在することを系図で示す点が重要であった。『日本書紀』の読者にとつては繁雑に過ぎる物語の神々相互を分かりやすく野線で繋ぐ必要があったであろう。「系図一卷」は神代巻を読む際のツールであったことになる。

しかしながら、初めに立ち返って考えるに、系図一卷という巻数ではどれほどの系譜が収められるであろうか。やはりこの系図が帝皇(王)系図と称されていることを思うと、単に神代のみならず、神代以下の天皇系図を含む系図であったと思惟せざるをえない。青蓮院宮はこの巻物の冒頭部分を見開いて、神代系図の称を表題とするよう吉田家に求めたのではあるまいか。

系図一卷の所在先は『弘仁私記』序には「図書寮」「民間」とあったが、概してこれは誤ってはいない。藪田香融は民間とは具体的には貴族を指すであろう、と予測したが、それらは主に、貴族や寺社であったといえる。

『日本書紀』「系図一卷」は平安時代、あるいは鎌倉時代には散失してしまった、と当該系図研究者たちにいわれてきたが、本日記の記載によれば、室町時代末期にまだ伝存しており、散失したことは確認されていない。

これ以降の史料に散失したことが確かめられるのか否か。今後注意深く追究して行きたい。

〔二〕 小 結

吉田兼右の日記の記述によって、系図一卷が神代から始まる系図であったことが分かった。そこで想起こされるのは『釈日本紀』四に収載されている帝皇系図のことである。釈紀は卜部兼方が弘安九(一二八六)年から正安三(一三〇二)年にかけて著したものとされている。彼は吉田神道の一流であった。この系図は先述した通り坂本太郎氏により「系図一卷」とは異なるとされたものだが、ここで見直す必要が出て来たと思う。

吉田家伝存の『日本書紀』神代巻上下に関しては近年、

国宝乾元本が影写本で刊行されたことはよく知られている。⁽¹⁾
本書修補のことは、あるエピソードをもって『兼右卿
記』天文三年八月八日条に次のように語られている。⁽²⁾

日本紀修補了、此本兼致十四之時之御手跡也於御点神
光院殿御筆也、此上卷大永六年度後神龍院殿御設落之
刻、紛失云々、予若其時令灰燼歟ト愁歎之処、有定法
寺、去月二十六日被返了、祝着々々、不知手足之所踏
者也、

(大永六年は一五二六年、筆者注)

吉田兼致十四歳の時の御手跡の『日本書紀』がその後行
方不明となり、あるいは灰燼に帰したものと愁歎してい
たところ、それが定法寺に有ることが分かり返却さ
れたという。この定法寺は青蓮院門跡にゆかりの寺院であ
る。⁽³⁾やはり吉田家と青蓮院門跡が『日本書紀』を介して強
いつながりで結ばれていたことがよく分かる。

私は、『日本書紀』「系図一卷」にしる、先述の『養老
律』にしる、書写がなされなくなつたがゆえに、いつのま
にか伝本が消失、紛失したとは考えていない。書物への執
心が有る限り、「日本書紀の家」の沽券にかけてこれを伝

えて行こうとする、吉田家のつよいこだわりを感じるの
である。

(1) 天理図書館編『天理図書館善本叢書2・3 日本書紀
乾元本1・2 神代上下』八木書店・二〇一五年。

(2) 前掲『ビブリア』一五四号。

(3) 定法寺という寺院は京都、東山区定法寺町にあった天
台宗の寺院で、青蓮院門跡の院家のひとつ。青蓮院門跡
初代、行快(一〇九七―一一五五)の創建になる。元は
最勝金剛院(東福寺の辺り)の中に有った。定法寺町の
地名が青蓮院門跡の北に残る。応仁の乱で廃絶されたと
見られてきたが(『日本歴史地名大系』)、本日記の記事か
ら廃絶されたのは少なくとも天文三年八月以降である。